

【以善会レポート】

山崎家が松ヶ岡に移転する経緯について

以善会 石山 尚哲

松ヶ岡の周辺をめぐる堀、現在は空堀の様な状態となっておりますが、逆川の改修以前は水を湛えた堀でした。以善会のメンバーの間では、この堀がいつ、なんのために作られたものなのか、度々議論になってきました。山崎家が当地に移る前には掛川城の出城だったのではないかと、という想像もされていました。

山崎家のご子孫から寄贈いただいた史資料の中に山崎家が松ヶ岡に移転する際に掛川藩に提出された書類の写しと思われる文書と、山崎家が移転する以前の松ヶ岡周辺と思われる絵図面があることが分かりました。

今回以善会では、この文書と絵図、掛川誌稿やこの当時の掛川藩の史料がまとめられた千葉県山武市の郷土史料集等も参考にしながら、山崎家が移転する前の松ヶ岡の敷地周辺の土地利用の状況等について考察を行いました。

古文書の紹介

「恐れながら書付をもつて願ひ上げ奉り候」で始まる本文書は、「松ヶ丘山崎家略譜稿本」（袴田鷹邨著）に解説文が掲載されています。ここではその大意を紹介します。（読み下し文を最終ページに記載します）

書面でお願ひ申し上げます。

西町の山崎万右衛門が火災の際に不都合があるので、

西南郷村地内の瓦師善次の跡屋敷に引越したいと考えています。

移転後の居屋敷になる分の内、

瓦師屋敷の分：中畑 一畝 四分 …… 米四斗

屋敷 二畝十四分

大工屋敷の分：三畝 四分 …… 米三斗九升八合六勺

桶師屋敷の分：屋敷 二畝 十九歩 …… 米四斗三升二合九勺

上畑 一畝 四歩

これらの土地は以前より（藩から）免税地としていただき、

ありがたく所有してきましたが、現在は都合により他の場所に住居しているので、

前記の土地については、万右衛門が同村内に所持している土地と永年に交換することを村役人や私たちと約束した証文を取り交わしました。

瓦師屋敷の分	上畑	十八歩九分	∴ 米	五升四勺
	上畑	二畝歩	∴ 米	一斗六升
	中畑	二畝二十一歩二分五厘	∴ 米	一斗八升九合六勺
桶師屋敷の分	屋敷	一畝	∴ 米	一斗四升七合三勺
	上畑	三畝	∴ 米	二斗八升五合六勺
	中田	三畝	∴ 米	三斗九升八合六勺

この場所で譲り渡しができる、私たちも都合がよく、それぞれ相談も整い、万右衛門からも（藩へ）お願いしたところですが、私たちもお願いしたとおりにお許しいただければ皆ありがたき幸せにございます。

弘化四年（一八四七）五月

大工職清三郎

桶師職藤右衛門

瓦師善次

山崎万右衛門と大工、桶師、瓦師の三人が土地を交換することについて許しを願う文書です。それぞれ交換する土地の広さと石高が記されています。

この古文書には宛名が記載されていませんが、文頭の丁寧な言い回しと内容から、恐らくは掛川藩に提出された文書の写しと考えられます。差出人三名と山崎万右衛門が土地の交換をするのにあたり藩へ許可を求めた文書と思われる。

【資料1】

屋瓦 南西郷村ニ瓦師善治ト云モノ有リ、宅地四斗二合三勺、城主代々諸役免許ナリ、大工頭土屋五四郎ノ支配タル事、紺屋甚太夫ニ同シ、昔ハ瓦町ニ居リシユエ、町ノ名ニナリシカ、土ヲ取ルニ宜シカラネハ、今ノ地ニ移リシモノト見ヘタリ、

（掛川誌稿 全翻刻P 31）

【資料2】

弘化元辰年

（略）

同四未年

正月十一日

一 瓦師善作土払底ニ付、南西郷村大池村江引移候事

（山武市郷土史料集 16 掛川藩から松尾藩へ 近世編）

なぜ藩の許可が必要だったのか、その理由を示す内容が「掛川誌稿」（資料1）「山武市郷土史料集 16」（資料2）に記載されていることがわかりました。

これによると、瓦師善次（治）は、南西郷村で瓦製造を行っていましたが、瓦製作の材料となる土の不足により弘化四年（一八四七）一月に南西郷から二瀬川に移っており、当地は、

山崎家が移転する前には瓦屋敷の「跡」になっていたようです。また、瓦師善次(治)が所有していたこの土地は年貢の徴収が免除された土地でした。このように城下に住まう職人の一部は税の免除を受ける代わりに、生産物を藩に納めたり、労働力を藩に提供していました。本文書は、土地の交換について藩の許しを得るためのものではなく、免税の特権を交換した新たな土地に引き継ぐための藩への依頼文であったと考えられます。

絵図の紹介

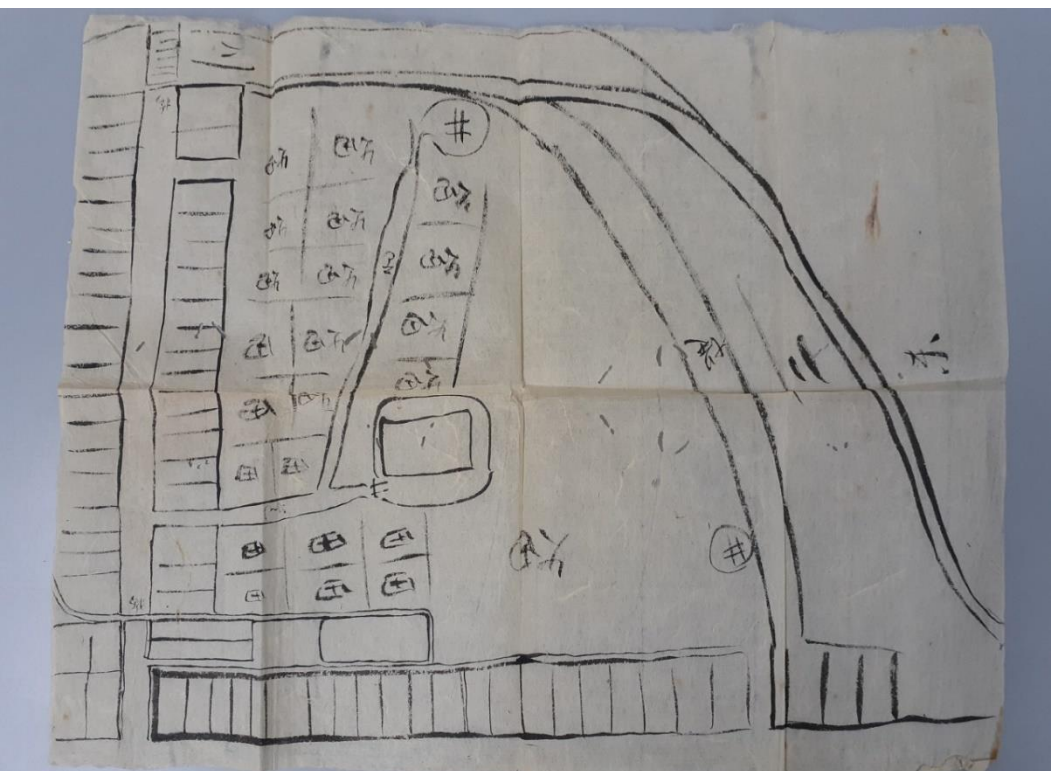
藩への依頼の文書と一緒に絵図が保存されていました。(画像1)どこ場所なのか図面には具体的な記載はありませんが、地形的に見て現在の松ヶ岡周辺のものと思われます。

中央に見える四角の囲みが瓦屋敷、下側に記載されているのが東海道の街道筋とされます。瓦屋敷以外の大部分が農地であり、現在の松ヶ岡の敷地面積を考えても藩への許可の対象とはならない免税地以外の土地があったことが想像されます。そしてその大部分が畑や水田などの農地であったことがわかります。

東海道筋から少し北側に入り、東側と北側を逆川に接していた当地は、度々大規模な火

災に見舞われていた掛川では、比較的
安全な場所であったことが伺わ
れます。

この図面を見ると、農地部分の北
側と東側にそれぞれ井戸と思われ
る印があります。ずっと農地であっ
たのならば、井戸を掘る必要はあり
ませんから、農地になる以前には何
か別の用途で使われていた可能性
が考えられますが、それについては
また別の機会に調べてみたいと思
います。



画像 1 文書と一緒に保管されていた絵図

【文書読み下し】

恐れながら書付を以て願ひ上げ奉り候

西町山崎万右衛門儀これまでの居屋敷出火等の節不都合の儀もこれあり、この度、同町北裏南西郷村地内二十六の坪の内、瓦師善次跡屋敷へ家作りつかまつりたき旨、然る所居屋敷地に相成るべく分の内、右瓦師屋敷地分中畑一畝四歩、屋敷二畝十四歩、この分米合わせて四斗地、並びに大工屋敷分三畝四歩、この分米三斗九升八合六勺、桶師屋敷分二畝十九歩、上畑一畝四歩、この分米合わせて四斗三升二合九勺の地所、いづれも前々より居屋敷下し置かれ猶々ありがたく所持つかまつり居り、尤も当時渡世勝手のため外にて住居仕り候に付き、右は万右衛門同村の内持地の分と永に地替えの儀、村役人中始め私共へ証文これ有り、前書瓦師屋敷分は、七の坪にて上畑四畝六歩の内十八歩九分、この分米五升四勺、九の坪にて上畑二畝歩、この分米一斗六升、同坪にて中畑四畝歩の内二畝二十一步二分五厘、この分米一斗八升九合六勺、合わせ高四斗地、桶師屋敷の分は、七の坪にて屋敷一畝四歩、この分米一斗四升七合三勺、同坪にて上畑四畝六歩の内三畝十七歩一分、この分米二斗八升五合六勺、合わせ高四斗三升二合九勺の地、大工屋敷の分は、二十七の坪にて中田一反五畝歩の内三畝九歩六分六厘、この分米三斗九升八合六勺の地、右の場所にて譲り渡し相なり候えば、私共に於いても勝手都合も宜しき儀旁内談相整い候に付き、右万右衛門よりも願ひ奉るべく候間、この段私共一同願ひ上げ奉り候、願ひの通り仰せ付けられ下し置かれ候わば、一統有り難き仕合せに存じ奉り候、以上

弘化四（丁未）年五月

當時下俣町住居

大工職

清三郎 ㊦

下俣町書付奉願上

西町山崎万右衛門儀是述し居屋敷出火

節不都合の儀もこれあり、この度、同町北

裏南西郷村地内二十六の坪の内、瓦師善次跡屋敷

へ家作りつかまつりたき旨、然る所居屋敷

地に相成るべく分の内、右瓦師屋敷地分中畑一畝四歩、屋敷二畝十四歩、この分米

画像2 古文書（冒頭部分）

当時二藤町内之内

笠屋町住居

桶師職

藤右衛門 ㊦

当時新村地内

二瀬川住居

瓦師

善次 ㊦